

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる。

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成25年度の取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(9)：人の避難体制の確保

<p>②-14 関係機関による避難広報の充実</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する</p> <p>【関連アクション】 ③-13、④-6</p>	■			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 防災行政無線については、移動系・固定系無線のデジタル化が完了。 同報系無線についてデジタル化を推進中であり、更新までの対応として、津波警報など重要な緊急情報がより多くの人に伝わるように、警報音としてサイレンを用いた放送に変更した。 また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始した。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。 市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出勤していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。 市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p>
--	---	--	--	---	---

平成26年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市危機管理室】 同報系無線について、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの配置等に関する調査を実施。</p> <p>【大阪市消防局】 大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出勤していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。</p> <p>【大阪市此花区役所】 港湾労働者を対象とした避難広報活動については取り組まれていない。ただし、港湾地域近隣の地域住民(桜島地区)とは避難訓練を含めた防災の取組を進めている。</p> <p>【大阪市港区役所】 築港地域における災害時の避難広報を含めた体制について関係行政機関(港警察署、水上警察署、水上消防署、大阪海上保安監部)と協議の場を持った。</p> <p>【大阪市住之江区役所】 ツイッターやフェイスブックによる災害情報の発信。</p>	<p>【大阪市危機管理室】 同報系無線について、防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を平成27,28年度に実施。</p> <p>【大阪市此花区役所】 地域防災訓練と連携した取り組みが必要。地域防災訓練において、港湾労働者の視点も含めて計画をすすめる。</p> <p>【大阪市港区役所】 海遊館入場者の避難誘導體制の確立。津波到達までの限られた時間で効率的に避難が図られるように施設管理者、関係行政機関と引き続き協議を進める。</p>

<p>②-15 海上からの避難広報の実施</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ③-17、④-8</p>			<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施する。その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する。 東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p>
--	--	--	---	--

平成26年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪海上保安監部】 所属船により、関係機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしている。部内訓練を行い、手順等を確認している。 【大阪市消防局】 大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する。 【大阪市港湾局】 (海上保全)所属船舶の保全を考慮しつつ避難等の途上、可能であればマイク等による避難広報等を実施。</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p> <p>【大阪海上保安監部】 関係機関との連絡に有効な防災相互通信波(アナログ)の運用継続について、先行きが不透明である。継続して訓練を行う。 【大阪市港湾局】 (海上保全)所属船舶の保全(避難)との兼ね合いについて現場判断が必要。広報音声の作成及び再生機器・船外マイクの整備など。実施可能な状況であれば対応。</p>
--	--

<p>②-16 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する また、複数の情報手段を検討する</p> <p>【関連アクション】 ③-16、④-7</p>			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達を実施。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。</p>
--	--	--	---	--

平成26年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪市危機管理室】 同報系無線について、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの配置等に関する調査を実施。 【大阪市大正区役所】 災害情報についても、区役所では、港湾労働者に限らず、ツイッターやフェイスブックを利用し、広く発信している。 【大阪市港湾局】 (防災)港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。防潮扉の企業管理者については、集中監視装置による津波情報の伝達は可能な状況となっている。</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p> <p>【大阪市危機管理室】 同報系無線について、防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を平成27,28年度に実施。</p>
--	---

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる
施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成25年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(10)：堤内地の浸水被害低減体制の確保

<p>②-18 防潮扉閉鎖不可時の情報伝達の検討</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 防潮扉が万一閉鎖できない場合の情報連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】</p>	■			<p>【実施主体】</p> <p>大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>防潮扉管理企業 水防団</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>地震津波災害対策訓練において、府市合同で防潮扉閉鎖訓練を行い、閉鎖状況の情報確認を実施した。市港湾局では平成25年度を整備目標とした集中監視装置の更新により、防潮扉閉鎖状況共同モニタリングで閉鎖不可時情報の提供を検討したが、技術的に困難な状況となったため、情報連絡網の構築などを検討することとした。</p>
---	---	--	--	---	--

平成26年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
---------------------------	------------------------------

<p>【大阪府政策企画部危機管理室】 水防要領による連絡体制により実施予定。</p> <p>【大阪府都市整備部事業管理室・河川室】 水防要領による連絡体制により実施予定。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 水防要領による連絡体制により実施予定。</p> <p>【大阪市危機管理室】 災害対策本部において、災害時優先電話や無線電話等により、防潮扉等の閉鎖状況について情報収集することとしている。</p> <p>【大阪市此花区役所】 防潮扉の閉鎖情報をホームページにより確認できるよう関連機関よりIDの配布を受けている。</p> <p>【大阪市港区役所】 地域の防災訓練時にMCA無線や区独自のデジタル無線の通信訓練を行い（区本部⇄地域本部、地域本部⇄各地域）、災害時の不測の事態にも情報伝達がスムーズに行えるよう取組みを行っている。</p> <p>【大阪市住之江区役所】 港湾局及び大和川右岸水防事務組合との閉鎖状況の情報連絡と防潮扉監視システムの確認。</p> <p>【大阪市港湾局】 （防災）ホットラインや防災行政無線を活用した情報連絡網を作成した。平成27年1月16日に実施した『平成26年度大阪市震災総合訓練』にて、ホットラインや防災行政無線を利用し、危機管理室及び区役所への情報連絡訓練を実施した。</p>	<p>【大阪府都市整備部事業管理室・河川室】 訓練等を通じて、問題点があれば改定していく。</p> <p>【大阪市此花区役所】 災害時にホームページが使えない状態となった場合の確認方法。ホームページの確認を訓練時にも活用するなど習熟に努めるとともに、代替方法を検討する。</p> <p>【大阪市港区役所】 訓練等を積み重ねることで地域における無線従事者の習熟を図る。地域への区独自無線機の配備数を増やすとともに地域における無線の管理体制の整備を図る。</p>
---	---

アクション目標(14)：情報伝達体制の確保

<p>②-25 緊急時における情報伝達手段の確保</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する</p> <p>【関連アクション】 ④-14</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】 大阪市建設局 臨港4区役所 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 防災行政無線については、移動系・固定系無線のデジタル化が完了。 同報系無線についてデジタル化を推進中であり、更新までの対応として、津波警報など重要な緊急情報がより多くの人に伝わるように、警報音としてサイレンを用いた放送に変更した。 また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始した。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。 市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。</p>
---	---	--	---	--

平成26年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p>
<p>【大阪市危機管理室】 防災行政無線システム（固定系・移動系・同報系無線）の維持。 【大阪市建設局】 気象庁からの情報をメール等を活用し携帯電話で受信している。・国や府からの情報をFAX等で受信し電話で着信等を確認している。・その他エリアメールを活用した情報収集を実施。 【大阪市大正区役所】 災害情報についても、ツイッターやフェイスブックを利用し、広く発信している。</p>	<p>【大阪市建設局】 継続的に実施。</p>

<p>②-26 施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-11</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達を実施。</p>
---	---	--	--	--

平成26年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p>
<p>【大阪市港湾局】 (防災)港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。防潮扉の企業管理者については、集中監視装置による津波情報の伝達は可能な状況となっている。</p>	

<p>②-27 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ④-12、⑤-4</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p>
平成26年度				
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容			アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等	

<p>②-28 防災に関する関係行政機関との情報共有化</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 各機関が保有する防災に関する情報の共有化の実施方法について検討を行い、実施体制の構築を行う</p> <p>【関連アクション】 ④-13</p>		<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府警察本部 臨港4区役所 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>各実施主体において、次の会議などを開催し、情報共有化を図っている。</p> <p><近畿防災連絡会> <近畿府県政令市防災関係連絡会議> <建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会> <大阪湾港湾機能継続計画推進協議会> <近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議> <近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ> <大阪市内地域水防災連絡協議会> <大阪湾津波防災対策に関する打合せ> <津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ> <南海トラフ巨大地震被害想定部会> <南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会> > <有事対応検討会></p>
--	--	--	---

平成26年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
---------------------------	------------------------------

<p>【近畿地方整備局企画部】</p> <p>①訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度大阪府地域防災総合演習(5月24日実施) 参加機関：大阪府、大阪市、近畿地方整備局、陸上自衛隊第3師団など 参加内容：TEC-FORCE、排水ポンプ車の派遣、災害対策本部車の展示 平成26年度大阪府合同防災訓練(10月4日実施) 参加機関：大阪府、近畿地方整備局、陸上自衛隊第3師団など 参加内容：ヘリ情報伝達訓練(被災状況)、展示ブース 平成26年度大規模津波防災総合訓練(11月8日実施) 参加機関：国土交通省、和歌山県、和歌山市、大阪府、大阪市 参加内容：TEC-FORCEの広域派遣、本部会議等 平成26年度近畿緊急災害現地対策本部運営訓練(2月1日実施) 参加機関：内閣府、国土交通省、警察庁、防衛省、関西広域連合など 参加内容：現地対策本部での被災状況の報告など <p>②展示関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 大坂ノ陣合戦祭り×OSAKAキャスル☆ハッスル2014(10月18~19日実施) 参加機関：近畿地方整備局、大阪府警、大阪市消防、陸上自衛隊第3師団など 参加内容：災害対策用機械、パネル等の展示 <p>③情報通信</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に当局から派遣情報(TEC-FORCE通信)をHPで情報発信した。(実施中) <p>④会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会(実施中) 府県との災害協定の見直しによる意見交換会(実施中) <p>【近畿地方整備局港湾空港部】</p> <p>①「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会(大阪湾における港湾活動BCP検討委員会から名称変更)」を開催し、大阪湾諸港の災害時の機能継続について検討・情報共有を図る。(H20~実施中)</p> <p>②「近畿地方の港湾における地震津波対策検討会議」を開催し、「近畿地方の港湾における地震・津波対策の基本方針」を策定した。これに対応した具体的な対策計画について、各港ごと</p>	<p>【近畿地方整備局企画部】</p> <p>引き続き実施する。</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】</p> <p>引き続き、協議会・検討会議・ワーキンググループで検討した地震・津波対策について、検討及びフォローアップを実施していく。</p> <p>①「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」について、課題の検討・情報共有のため必要に応じて協議会・部会(訓練を含む)を開催し、各機関・組織の連携を図る予定。</p> <p>②「近畿地方の港湾における地震・津波対策の基本方針」に対応した具体的な対策計画について検討し、地震津波対策を推進していく予定。</p> <p>③「近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ」について、5年ごとにアクションプランを更新し、各機関が連携した津波被害の最小化を目指す。</p> <p>【大阪海上保安監部】</p> <p>継続的に連絡会議等に出席する。</p> <p>【大阪府都市整備部事業管理室・河川室】</p> <p>訓練等を通じて、問題点があれば改定していく。</p> <p>【大阪市危機管理室】</p> <p>継続的に関係会議に参加していく。</p> <p>【大阪市建設局】</p> <p>継続的に実施。</p>
--	--

府県単位で検討を実施中。(H25～実施中)

③「近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ」にて、「広域津波対策基本方針」及び「広域津波対策アクションプラン」を策定し、津波被害の最小化を目指した各機関が実施する津波対策について連携・情報共有を図っている。(H17～実施中)

④「近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議」を開催し、今後の地震津波対策のあり方について「近畿地方の港湾における地震・津波対策の基本方針」を取りまとめ、近畿地整港湾空港部のホームページで公表した。(H23～H24実施済)

【大阪海上保安監部】

各種連絡会議等、可能な限り積極的に参加し、情報共有を図っている。

【大阪府政策企画部危機管理室】

水門閉鎖時の連絡体制の確立など、情報の共有化を図っている。

【大阪府都市整備部事業管理室・河川室】

水門閉鎖時の連絡体制の確立など、情報の共有化を図っている。

【大阪府西大阪治水事務所】

水門閉鎖時の連絡体制の確立など、情報の共有化を図っている。

【大阪府警察本部】

関係行政機関との情報共有。

【大阪市危機管理室】

防災に関する会議等に参加し、関係行政機関との情報共有化に努めている。

【大阪市建設局】

・府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加による、「大阪湾津波防災対策に関する打合せ」を開催し、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。

・国府市の防潮部門の参加による「津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ」を開催し、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間で情報共有を進めている。

・国府市、兵庫県、和歌山県、堺市の参加による「南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会」により、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有も行っている。

【大阪市消防局】

会議等に参加している。

【大阪市港湾局】

(防災)「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。

<p>②-29 関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施</p>	<p>【対象被害項目】 仕組み作り</p>	<p>【内容】 大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等についての検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する</p>		<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市交通局 臨港4区役所 大阪市港湾局 淀川左岸水防事務組合 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団 市民代表</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪港埠頭株式会社 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p><近畿防災連絡会> 防災に関する取り組みについて、各機関の情報共有の促進を目的とした連絡会を開催。 今年度の会議の主な議題としては、実災害時における現地対策本部での各機関役割分担や連携して対応する取り組みについて整理検討を行う予定である。 今後は、災害に有益な情報を多数保有する指定公共機関等との連携強化を図るため、組織を拡充し、東日本大震災や中央防災会議の審議を受けての取組等の情報共有の促進を図る。また各機関の役割分担、連携して対応する取組等を整理・検討し、災害時対応のあり方を明確とする予定。 <建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会> 大規模自然災害の発生時には、国、府県、市町村から建設業協会等への活動要請が行われるが、同一企業に活動依頼が集中し、配備に混乱を生じることが考えられる。 以上を踏まえ、広域的な災害発生時に建設会社への配備に混乱を生じさせないために、整備局、各府県、各府県建設業協会による防災情報の共有を図るとともに、諸課題を整理し災害時の建設会社の適切な配置等について府県単位で意見交換会を行っている。 ①締結済み協定内容の把握 ②被災情報(ステージ)の共有 ③シミュレーション含む訓練等による課題の抽出・改善の実施→地域災害時の協定運用の円滑化 <国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画近畿地方地域対策計画策定連絡会> 国土交通省では、南海トラフ巨大地震の発生時に、総力を挙げて取り組むべき対策をまとめた「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」の策定を進めている。 当整備局においても、近畿地方を管轄区域とする国土交通省の地方支分部局等での具体的かつ実践的な応急活動と戦略的に推進する対策をまとめた「近畿地方地域対策計画」を策定する。 <大阪湾津波防災対策に関する打合せ> 府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加により、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。 <津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ> 国府市の防潮部門の参加により、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。 <南海トラフ巨大地震被害想定部会> 国府市、堺市、学識の参加により、津波浸水想定、震度分布および被害想定等の情報共有を行っている。 <南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会> ・国府市、兵庫県、和歌山県、堺市の参加により、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有もを行っている。</p>
<p>【関連アクション】</p>	<p>④-15</p>				

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局企画部】 定期的な会議等を開催し、情報共有を図る。 ・市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会（実施中） ・府県との災害協定の見直しによる意見交換会（実施中）</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】 関係する会議に参加し、情報共有を進める。</p> <p>【大阪海上保安監部】 委員として委嘱を受けている防災会議等、可能な限り積極的に参加することとしている。</p> <p>【大阪府政策企画部危機管理室】 水防訓練の共同実施者との定期的な連絡会議の開催など。</p> <p>【大阪府都市整備部事業管理室・河川室】 水防訓練の共同実施者との定期的な連絡会議の開催など。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 水防訓練の共同実施者との定期的な連絡会議の開催など。</p> <p>【大阪市危機管理室】 防災に関する会議等に参加し、関係行政機関との情報共有化に努めている。</p> <p>【大阪市建設局】 ・府市の防潮関連部門（河川・港湾）の参加による、「大阪湾津波防災対策に関する打合せ」を開催し、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。 ・国府市の防潮部門の参加による「津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ」を開催し、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間で情報共有を進めている。 ・国府市、兵庫県、和歌山県、堺市の参加による「南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会」により、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有も行っている。</p> <p>【大阪市消防局】 会議等に参加している。</p> <p>【大阪市此花区役所】 大阪港地震・津波対策アクションプランへ参加しているほか、平成26年12月より西淀川区の呼び掛けにより臨港4区役所と西淀川区をあわせた湾岸5区による津波対策プロジェクト会議が実施されている。</p> <p>【大阪市港区役所】 築港地域における津波災害時の避難広報を含めた体制について関係行政機関（港警察署、水上警察署、水上消防署、大阪海上保安監部）と協議の場を持った。</p> <p>【大阪市住之江区役所】 住之江区防災会議幹事会を開催し災害時の情報連絡体制について確認。</p> <p>【大阪船主会】 会議招集時には参加、会議内容は傘下会員各社へ連絡。</p> <p>【大阪港運協会】 大阪市港湾局開催会議に参加。</p>	<p>【近畿地方整備局企画部】 引き続き実施する。</p> <p>【近畿地方整備局港湾空港部】 引き続き実施する。</p> <p>【大阪海上保安監部】 継続的に防災会議等に参加する。</p> <p>【大阪府都市整備部事業管理室・河川室】 訓練等を通じて、問題点があれば改定していく。</p> <p>【大阪市危機管理室】 継続的に関係会議に参加していく。</p> <p>【大阪市建設局】 継続的に実施。</p> <p>【大阪市此花区役所】 日常からの情報交換が今後も必要。今後も各種会議に積極的に参加。</p> <p>【大阪市港区役所】 海遊館入場者の避難誘導體制の確立。津波到達までの限られた時間で効率的に避難が図られるように施設管理者、関係行政機関と引き続き協議を進める。</p> <p>【大阪船主会】 現在の取組を継続。</p> <p>【大阪港運協会】 具体的なテーマを決めた関係機関との防災連絡会議が必要。市全体を一度に協議するのではなく、細かく場所・地域を限定した取組が必要。（今後の小委員会のあり方の検討） 関係者による小委員会開催。</p>

施策の方向性③：避難・救助を支援する
 施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成25年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(18)：人の避難の迅速化

<p>③-12 関係機関と避難情報の共通発信内容の調整</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-5</p>	■			<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施する。その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 近畿地方整備局河川部では、淀川河口部での活発な水面利用や高水敷の活用も多く、堤防上に多くの利用者がいることから、津波に関する注意報や警報が発令された際には、速やかに避難を促す情報を発信する必要があるため、津波情報提供設備(音声・文字情報)を28箇所整備した。 大阪府危機管理室では、府民向けに津波警報等の防災情報に関する防災情報メールサービスを行っている。</p>
---	---	--	--	--	---

平成26年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p>
<p>【近畿地方整備局河川部】 河川利用者に対し、津波に関する情報提供を発信する為の情報提供設備(音声・文字情報)を28箇所整備済み。 【大阪府政策企画部危機管理室】 おおさか防災ネットを活用する等により、避難情報の共通発信を行っている。 【大阪市危機管理室】 同報系無線や緊急速報メール等を用いた避難指示の発令体制の維持。</p>	

<p>③-13 関係機関による避難広報の充実</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する。</p> <p>【関連アクション】 ②-14、④-6</p>			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 防災行政無線については、移動系・固定系無線のデジタル化が完了。 同報系無線についてはデジタル化を推進中であり、更新までの対応として、津波警報など重要な緊急情報がより多くの人に伝わるように、警報音としてサイレンを用いた放送に変更した。 また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始した。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。 市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出勤していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。 市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p>
<p>③-16 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する。</p> <p>【関連アクション】 ②-16、④-7</p>			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達を実施。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。</p>
<p>③-17 海上からの避難広報の実施</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する。</p> <p>【関連アクション】 ②-15、④-8</p>			<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施する。その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する。 東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p>

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成25年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(21)：避難情報の充実

<p>④-5 関係機関と避難情報の共通発信内容の調整</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する。</p> <p>【関連アクション】 ③-12</p>	■		<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局河川部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施する。その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。</p> <p>近畿地方整備局河川部では、淀川河口部での活発な水面利用や高水敷の活用も多く、堤防上に多くの利用者がいることから、津波に関する注意報や警報が発令された際には、速やかに避難を促す情報を発信するため、津波情報提供設備(音声・文字情報)を28箇所整備した。</p> <p>大阪府危機管理室では、府民向けに津波警報等の防災情報に関する防災情報メールサービスを行っている。</p>
--	---	--	---	--

<p>④-6 関係機関による避難広報の充実</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する。</p> <p>【関連アクション】 ②-14、③-13</p>	■		<p>【実施主体】</p> <p>大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>防災行政無線については、移動系・固定系無線のデジタル化が完了。</p> <p>同報系無線についてデジタル化を推進中であり、更新までの対応として、津波警報など重要な緊急情報がより多くの人に伝わるように、警報音としてサイレンを用いた放送に変更した。</p> <p>また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始した。</p> <p>臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。</p> <p>市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出勤していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。</p> <p>市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。</p> <p>東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p>
---	---	--	---	--

<p>④-7 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-16、③-16</p>	<p>■</p>	<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 港湾関係事業者への防災講座を通して、周知啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達を実施。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。</p>
---	----------	---	---

<p>④-8 海上からの避難広報の実施</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-15、③-17</p>	<p>■</p>	<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施する。その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する。 東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p>
---	----------	---	--

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成25年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(23)：情報伝達機能の確保

<p>④-11 施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【内容】</p> <p>【関連アクション】 ②-26</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達を実施。</p>
---	---	--	--	--

<p>④-12 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【内容】</p> <p>【関連アクション】 ②-27、⑤-4</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p>
---	---	--	---	---

<p>④-13 防災に関する関係行政機関との情報共有化</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 各機関が保有する防災に関する情報の共有化の実施方法について検討を行い、実施体制の構築を行う</p> <p>【関連アクション】 ②-28</p>			<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府警察本部 臨港4区役所 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>各実施主体において、次の会議などを開催し、情報共有化を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <近畿防災連絡会> <近畿府県政令市防災関係連絡会議> <建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会> <大阪湾港湾機能継続計画推進協議会> <近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議> <近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ> <大阪市内地域水防災連絡協議会> <大阪湾津波防災対策に関する打合せ> <津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ> <南海トラフ巨大地震被害想定部会> <南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会> <有事対応検討会>
---	--	--	--	--

<p>④-14 緊急時における情報伝達手段の確保</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する</p> <p>【関連アクション】 ②-25</p>			<p>【実施主体】</p> <p>大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪市建設局 臨港4区役所 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>防災行政無線については、移動系・固定系無線のデジタル化が完了。</p> <p>同報系無線についてデジタル化を推進中であり、更新までの対応として、津波警報など重要な緊急情報がより多くの人に伝わるように、警報音としてサイレンを用いた放送に変更した。</p> <p>また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始した。</p> <p>臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。</p> <p>市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。</p>
--	--	--	---	---

④-15	関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施			【実施主体】 近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市交通局 臨港4区役所 大阪市港湾局 淀川左岸水防事務組合 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団(市民代表)	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 <近畿防災連絡会> 防災に関する取り組みについて、各機関の情報共有の促進を目的とした連絡会を開催。 今年度の会議の主な議題としては、実災害時における現地対策本部での各機関役割分担や連携して対応する取り組みについて整理検討を行う予定である。 今後は、災害に有益な情報を多数保有する指定公共機関等との連携強化を図るため、組織を拡充し、東日本大震災や中央防災会議の審議を受けての取組等の情報共有の促進を図る。また各機関の役割分担、連携して対応する取組等を整理・検討し、災害時対応のあり方を明確とする予定。 <建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会> 大規模自然災害の発生時には、国、府県、市町村から建設業協会等への活動要請が行われるが、同一企業に活動依頼が集中し、配備に混乱を生じることが考えられる。 以上を踏まえ、広域的な災害発生時に建設会社への配備に混乱を生じさせないために、整備局、各府県、各府県建設業協会による防災情報の共有を図るとともに、諸課題を整理し災害時の建設会社の適切な配置等について府県単位で意見交換会を行っている。 ①締結済み協定内容の把握 ②被災情報(ステージ)の共有 ③シミュレーション含む訓練等による課題の抽出・改善の実施→地域災害時の協定運用の円滑化 <国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画近畿地方地域対策計画策定連絡会> 国土交通省では、南海トラフ巨大地震の発生時に、総力を挙げて取り組むべき対策をまとめた「国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画」の策定を進めている。 当整備局においても、近畿地方を管轄区域とする国土交通省の地方支分部局等での具体的かつ実践的な応急活動と戦略的に推進する対策をまとめた「近畿地方地域対策計画」を策定する。 <大阪湾津波防災対策に関する打合せ> 府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加により、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。 <津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ> 国府市の防潮部門の参加により、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。 <南海トラフ巨大地震被害想定部会> 国府市、堺市、学識の参加により、津波浸水想定、震度分布および被害想定等の情報共有を行っている。 <南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会> 国府市、兵庫県、和歌山県、堺市の参加により、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有も行っている。
【対象被害項目】	仕組み作り				
【内容】	大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等についての検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する				
【関連アクション】	②-29				

施策の方向性④：情報の共有化を図る
 施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成25年度の取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(25)：支援情報の発信

<p>④-17 被災後の使用可能港湾施設情報の提供</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-2</p>	■			<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪船主会 大阪港運協会</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 国土交通省港湾局が主体となり、「被害情報収集発信システム」を整備したが、利活用が遅れている状況である。 東日本大震災の事例では、東北地方整備局のホームページ上に東日本大震災関連情報のページを作成し、「岸壁の航路啓開進捗状況」の項目で随時更新しインターネットで情報提供を行った。関係各組織・機関での情報共有と同じ情報を利用者及び関係者に対し発信する仕組みが必要である。 <情報提供> 国土地理院において、被災状況等のWEB版情報図への集約と情報共有を行う「電子防災情報システム」の検討がされている。 港湾の災害情報についても、関係機関が連携しこのシステムを活用した情報発信を行うことにより、広く情報共有を図れる可能性がある。</p>
--	---	--	--	--	---

平成26年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【近畿地方整備局港湾空港部】 大阪湾に係る緊急確保航路の啓開作業中・完了時における情報発信方法について検討しているところである。</p>	

施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成25年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(27)：復旧支援体制の確保

<p>⑤-2 被災後の使用可能港湾施設情報の提供</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する。</p> <p>【関連アクション】 ④-17</p>	■	■	<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪船主会 大阪港運協会</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 国土交通省港湾局が主体となり、「被害情報収集発信システム」を整備したが、利活用が遅れている状況である。東日本大震災の事例では、東北地方整備局のホームページ上に東日本大震災関連情報のページを作成し、「岸壁の航路啓開進捗状況」の項目で随時更新しインターネットで情報提供を行った。 関係各組織・機関での情報共有と同じ情報を利用者及び関係者に対し発信する仕組みが必要である。 ＜情報提供＞ 国土地理院において、被災状況等のWEB版情報図への集約と情報共有を行う「電子防災情報システム」の検討がされている。 港湾の災害情報についても、関係機関が連携しこのシステムを活用した情報発信を行うことにより、広く情報共有を図れる可能性がある。</p>
---	---	---	--	---

<p>⑤-4 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する。</p> <p>【関連アクション】 ②-21、④-12</p>	■	■	<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>	<p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p>
--	---	---	---	---